

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員健康診断規則

平成27年3月30日規則第64号

第1条 この規則は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、職員の健康保持と疾病予防を図るための健康診断について必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 健康診断は定期、臨時及び採用時の3種とする。

第3条 管理者は職員に対し、毎年1回以上期日を指定して定期の健康診断を行う。

2 管理者が衛生管理上必要と認めるとき又は職員の申出があったときは、その都度臨時に健康診断を行うことがある。

3 採用時の健康診断を受けて3月を経過しない者については第1項の規定を、休職中の者については前2項の規定を適用しないことがある。

第4条 健康診断の検査項目は次のとおりとする。

- (1) 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の臨床医学的検査
- (2) 身長、体重、視力、眼疾及び聴力の検査
- (3) 胸部エックス線検査及びかくたん検査
- (4) 前各号に規定するもののほか、管理者が必要と認める検査

2 前項第2号及び第3号に掲げる検査は、胸部エックス線検査を除き、管理者において特にその必要を認めないときは、その一部を省略することができる。

第5条 負傷、疾病その他の事由により第3条に規定する健康診断を受けることのできない者は、その健康診断に代え特に管理者の承認をえて他の医師の健康診断を受けることができる。但し、これに要する費用は各自の負担とする。

2 前項の規定により他の医師の診断を受けた職員は、指示された資料及び結果を速やかに管理者に提出しなければならない。

3 管理者は第1項の規定により他の医師の診断を受けた職員につき必要と認めるときは、その医師又は別に指定する医師に再診させることがある。

第6条 管理者は健康診断の結果、結核性呼吸器病（甲種指定病という。以下同じ。）について別表の定めるところにより職員を区分し、要軽業と指示した者については勤務制限を、要休業と指示した者については勤務停止を命ずることがある。

2 結核性呼吸器病以外の疾病（乙種指定病という。以下同じ。）にかかり長期の休養を必要とする者については、分限に関する定めにより、休職を命ずることがある。

第7条 前条第1項の規定により勤務停止を命じた者には、その間、職務に従事させない。

第8条 要休業又は要軽業と指示された者は管理者及び主治医の指示により療養に努めなければならない。

2 管理者は前項の者に対し療養その他健康の回復について必要な調査を行い又は報告を徴することがある。

3 勤務停止を命ぜられた者が職員検診簿その他指示された報告を怠り若しくは虚偽の報告をなし又は管理者及び主治医の指示に従わないときは、勤務停止を解除することがある。

4 特別の事由なく、直前の定期健康診断を受診しなかった者が勤務停止を命ぜられたときは、前項の規定を準用する。

第9条 管理者は勤務停止を命じた者の健康状態が勤務に支障のない程度になったと認められるときは勤務停止を解除する。

第10条 職員を採用するときは採用時の健康診断を行う。

2 前項の健康診断については第4条の規定を準用する。

第11条 管理者は他の任命権者の依頼によりその任命権者に属する職員の健康診断を行うことがある。

第12条 職員の健康診断に関与した者はその職務上知りえた職員の秘密をもらしてはならない。

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

甲種指定病指示区分表		
区分		対象
通常勤務可	D	D ₃ 胸部エックス線検査で所見のないもの
		D ₂ 胸部エックス線検査で所見はあるが治癒したと認められるもの 非活動性と認められるもの
	E ₁ 胸部エックス線検査で所見があり経過観察が必要と認められるもの	
要軽業	B	活動性と認められるも軽度のもの
要休業	A	活動性と認められるもの 感染性と認められるもの